



給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していたこどもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

神石高原町こども家庭センター にじいろ(子育て応援課)

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

神石高原町こども家庭センター にじいろでは、
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話しいただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
一人で抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、神石高原町こども家庭センター にじいろへ直接お問い合わせ
ください。

【お問合せ先】神石高原町こども家庭センター にじいろ（子育て応援課）

〒720-1522 神石郡神石郡小畠1701番地 ☎0847-89-3368

こども家庭庁